

2022 年度

「日系社会次世代育成研修（高校生・大学生招へいプログラム）オンライン移住学習」募集要項

2022 年 8 月



独立行政法人国際協力機構（JICA）

2022年度「日系社会次世代育成研修（高校生・大学生招へいプログラム）
オンライン移住学習」募集要項

1. 目的

中南米の日系社会では世代交代が進み、2世、3世以降が今後の日系社会を担う存在となっています。本研修は今後の日系社会を担う世代に対する本邦での研修を通して日本との関係強化や移住先社会の発展に貢献できるような人物を育成することを目的としています。

例年、研修員を本邦へ招へいし、研修を実施していますが、今年度は新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、オンライン移住学習を実施します。

2. 対象国および各国人数枠

9カ国 計51名(高校生31名、大学生20名)

	高校生人数	大学生人数
ドミニカ共和国	1	1
メキシコ	2	1
コロンビア	1	1
ベネズエラ	1	1
ブラジル	14	9
ペルー	3	2
ボリビア	3	2
パラグアイ	3	2
アルゼンチン	3	1
合計	31名	20名

3. 実施期間（予定）

2022年12月12日(月)～2023年1月25日 ※日本時間・日程の詳細は別紙参照

4. 実施概要

別紙を参照ください。高校生と大学生はプログラムの一部を合同で実施します。
実際の学習プログラムは上記から変更となる可能性があります。

5. 実施言語

日本語及び英語

6. 応募資格要件

応募者は、次の要件をすべて満たしていなければなりません。

- (1) 海外移住者及び概ね日系3世までの海外移住者の子孫（※）であること。

※日本人移住者の血統を引く者を指します。

※事業対象国に定住していること（主たる生活基盤があること）。

- (2) **プログラム参加時点で**、原則、日本の高校生相当（16歳以上、18歳以下）であること（高校生枠による参加）、または本プログラム対象国の高等教育機関(大学)に所属しており、かつ年齢が18歳以上30歳以下であること(大学生枠による参加)。
- (3) 親権者または保証人の同意が得られること。
※共同親権が法制化されている国においては、全親権者の同意が得られること。
- (4) 講義を日本語または英語で受講し、かつどちらかの言語を用いて、議論に参加できるレベルの能力を有すること。
- (5) 移住学習についての理解を深める強い意欲があること。
- (6) 原則、JICA 指定の全プログラムに参加できること。
- (7) オンライン移住学習に参加するに当たり、各参加者は自宅で受講することを想定しています。参加に必要な受講機器(PC やスマートフォン)、インターネット環境は参加者各自で準備いただきます。また、受講の際は受講機器(PC やスマートフォン)のカメラを使用します。

なお、グループディスカッション等お互いの画面共有の関係から、PC からの参加を推奨しますが、難しい場合はスマートフォンからの参加も可とします。

7. 修了証書について

修了証書については、以下の条件を満たしたものに発行・授与します。

- (1) すべてのライブ講義に積極的に参加をすること。
- (2) すべてのオンデマンド講義を期日内に受講すること。
- (3) 各講義で課される事前課題及び事後課題のレポートを指定された期日までに提出すること。

8. 応募書類

- (1) JICA が指定する以下の様式を使用して応募してください。

応募用紙…1 通 (別紙 2)

和文、英文のどちらか一つを提出してください。

アルファベットによる氏名：この書類に書かれた氏名の表記にしたがって、修了証書を作成します。

- (2) 所有していれば、以下の書類も応募と同時に提出してください。

※PDF または写真による添付も可能

ア. 日本語能力試験認定書等日本語能力に関する証明書類…写し 1 通

※公的試験等を受けたことがない場合は提出不要。

イ. TOEIC、TOEFL 等英語能力に関する証明書類…写し 1 通

※公的試験等を受けたことがない場合は提出不要。

(注1) 上記(1)の書類は必ず本人が作成してください。

(注2) 上記(1)、(2)の書類がすべて完全かつ正確に記載されていない場合、またすべての書類が募集締切日(各国によって異なる)までに完全に揃っていない場合は受理されません。

(注3) 提供された個人情報は、①合否の判定、②プログラム実施の準備、③事業実績の取りまとめ等の統計資料の作成のみに利用します。

9. 募集期間

JICA 在外事務所への応募書類提出締切日は各在外事務所により決定されるため、各在外事務所の指示に従ってください。メールでの応募も可能とします。

10. 参加の資格取消

参加者が次の事項に該当する場合、JICAはその資格を取り消すことがあります。

- (1) JICAの指示および決定に従わなかったとき
- (2) 本人の故意、重大な過失または怠慢等により、プログラムの参加を継続することが困難と認められるとき
- (3) 本人の都合により参加を中断したとき
- (4) 応募書類の記載事項に虚偽が発見されたとき
- (5) その他JICAがやむを得ないと認める事由があるとき

11. その他の留意事項

- (1) 応募者は、事業対象国の国籍を有すること(あるいは日本の国籍を有すること)が望ましいです。
- (2) 合格者は肖像権の承諾書を提出してください。

以上

別紙1: 「日系社会次世代育成研修(高校生・大学生招へいプログラム) オンライン移住学習」実施概要

別紙2: 「日系社会次世代育成研修(高校生・大学生招へいプログラム) オンライン移住学習」応募書類様式